

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JW センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「J W N E T」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（以下「電子マニフェスト」という。）への加入・登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し並びに収集運搬業者及び処分業者の許可証の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第3条 受注者は、電子マニフェストを使用した産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（JW センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証）の写しを施工計画書に添付して監督職員に提出しなければならない。

また、提出した書類の内容に変更（処分業者の追加・変更等）が生じる場合は、変更した書類の写しを監督職員に提出すること。

なお、本工事で産業廃棄物が発生しない場合は、その旨を施工計画書に記載すること。

第4条 以下に掲げる理由により電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理を迅速に行うことが困難な場合に限り、第1条にかかわらず、紙マニフェストの交付により行うことができる。

（1） 電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、電子マニフェストが利用できないとき

（2） 設計図書で処分が明示された種類の産業廃棄物以外の産業廃棄物が発生した場合に、電子マニフェストが利用できないとき

第5条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を「紙マニフェストの交付に関する承諾願（様式1）」により協議し、監督職員の承諾を事前に得て行うものとする。

また、報告した内容に変更が生じる場合においても同様の取扱いとする。

第6条 前条の規定により、監督職員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処

理を行った場合、第4条に規定する理由が止んだときは、電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨を「電子マニフェスト再開の報告書（様式2）」で監督職員に遅滞なく報告を行うものとする。

第7条 第5条による監督職員の承諾を事前に得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物を処理した場合は、遅滞なく「紙マニフェストの交付に関する顛末書（様式3）」により、報告しなければならない。

第8条 受注者は、工事完成前に、処理実績と産業廃棄物処理にあたって交付した全ての電子マニフェスト又は紙マニフェストの照合確認を行い、「廃棄物管理票報告書（様式4）」及び「廃棄物管理票一覧表（表-1～4）」を作成し、電子マニフェストの場合は受渡確認票（紙マニフェストの場合はその写し）とともに監督職員に提出しなければならない。

なお、産業廃棄物の処理がなかった場合も「廃棄物管理票報告書（様式4）」を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第9条 産業廃棄物の処理にあたって、監督職員の承諾を得ることなく紙マニフェストの交付により処理を行った場合、又は電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類を提出しなかった場合、もしくは「廃棄物管理票報告書（様式4）」を提出しなかった場合は、大阪府総務部契約局建設工事成績評定要領及び大阪府入札参加停止要綱に基づき措置が講じられる。

附 則

令和7年1月6日以降に受注者が作成する書類は押印を不要とする。

紙マニフェストの交付に関する承諾願【様式1】

[illegible]

協議書（打合せ簿）電子マニフェスト再開の報告書【様式2】

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日			
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 ()					
工事名							
(内容) 電子マニフェスト再開の報告書 ○月●日で承諾を受けた「紙マニフェストの交付に関する承諾願(第 回)」について、 産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第4条に規定する事象が解消されたため、 産業廃棄物の処理に係る特記仕様書第6条の規定により次のとおり電子マニフェスト の使用再開について報告します。 1 解消された事象(該当項目に✓) ☐① 電気通信回線の故障(故障内容) ☐② 天災などやむを得ない事由() ☐③ 設計上発生することが想定されていない産業廃棄物()が 発生し、かつ紙マニフェストを交付しなければ産業廃棄物の処理ができない。 2 対象となる産業廃棄物の種類() 3 電子マニフェスト使用再開日(令和 年 月 日) 4 紙マニフェストを交付した排出量と集計書() 5 紙マニフェストを交付した期間(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日) 6 交付した紙マニフェスト番号() 添付図 葉、その他添付図書							
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☒ 受理 ☐ その他 [] します。 年月日:					
	受注者	上記について ☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ 受理 ☐ その他 [] します。 年月日:					

協議書（打合せ簿） 紙マニフェストの交付に関する顛末書 【様式3】

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日		
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他 ()				
工事名						
(内容) 紙マニフェストの交付に関する顛末書(第 回)						
本工事において、監督職員に事前に承諾を得ることなく、紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行ったため、産業廃棄物の処理に係る特記仕様書第7条の規定により、その経緯、及び電子マニフェストの加入状況、加入予定日等について報告します。						
1 紙マニフェストを交付した期間(令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日)						
2 交付したマニフェスト番号()						
3 産業廃棄物の処理について、監督職員の承諾を得ることなく、紙マニフェストの交付により処理した経緯 (特記仕様書第4条に該当する場合はその内容を含めて記載すること。)						
4 紙マニフェストを交付する事由に該当する関係者[1.受注者、2.収集運搬業者、3.処分業者]の電子マニフェストの加入状況、加入予定日 ・未加入者[1.受注者、2.収集運搬業者、3.処分業者] ※該当する番号に○ ・1.受注者 加入予定日(令和 年 月 日まで) ・2.収集運搬業者 社名() 加入予定日(令和 年 月 日まで) 業者変更の有無(有、無) ・3.処分業者 社名() 加入予定日(令和 年 月 日まで) 業者変更の有無(有、無)						
添付図 葉、その他添付図書						
処理 ・	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ 受理 本件については、以下のとおり通知します。 ☐ 承諾します(理由:産業廃棄物の処理に係る特記仕様書第4条に該当すると認められるため) ☐ 不承諾とします(理由:産業廃棄物の処理に係る特記仕様書第4条に該当すると認められないため)ので、産業廃棄物の処理に係る特記仕様書第9条が適用されます。 年月日:				
	受注者	上記について ☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ 受理 ☐ その他 [] します。 年月日:				

様式 4 廃棄物管理票報告書（受注者⇒発注者）

（様式 4）

令和 年 月 日

大阪府総務部契約局長 様
（〇〇〇〇事務所長 様）

受注者 所在地
社 名
代表者

廃棄物管理票報告書

工事の完成に当たり、本工事において交付した全ての廃棄物管理票について、以下のとおり報告します。（該当する全ての項目にチェックします）

工事名：

- 項目 1 ☐ 電子マニフェストを交付しました（表－1 を添付）
項目 2 ☐ 承諾された紙マニフェストを交付しました（表－2 を添付）
項目 3 ☐ 不承諾とされた紙マニフェストを交付しました（表－3 を添付）
項目 4 ☐ 承諾願を提出していない紙マニフェストを交付しました（表－4 を添付）
項目 5 ☐ 産業廃棄物を処理しなかったため、電子マニフェスト及び紙マニフェストを交付しておりません。

※記入上の留意点

- ・項目 3 に該当した場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第 9 条が適用されます。
 - ・項目 4 に該当した場合は、必ず顛末書（様式 3）を添付すること。
- 添付しない場合は、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第 9 条が適用されます。

表一1

[illegible]

[illegible]

工事名称:
受注者名:

[illegible]

